

アスベスト工事の実施における安全対策の徹底について (飛散による人身事故を防ぐために) 民間施設版

工事前の措置

※本チラシは届出対象特定工事が対象です

施設所有者(発注者)・元請業者(受注者)

- 工事は施工業者以外の者(客、従業員等)のいない時期・期間に余裕をもって実施するよう計画しましょう。
ただし、休止できない施設の場合は、十分な立入禁止区域を確保するなど、事故が発生した場合でもアスベストにばく露しないよう二重・三重の対策を行いましょう。
- 元請業者は事前調査の結果・届出事項を施設所有者に説明をしましょう。
また、特定粉じん排出等作業の方法等を下請負人に説明しましょう。
- 事前に施設所有者、元請業者等(以下「工事関係者」という)は、工事現場及びその周辺の状況を踏まえ、周辺住民等の現場への立入や接近等の想定されるリスクを洗い出し、相互に協議し、解決策又は事前の対応策を定めましょう。
- 事故発生等の緊急時における工事関係者、アスベスト除去等工事を所管する機関(※)及び消防署、警察署の連絡先並びに措置内容を定めましょう。
(※)県環境センター、労働基準監督署等
- 工事期間、工事内容、安全対策等必要な事項について、工事関係者の間で役割分担を定めて、周辺住民、施設利用者等関係者全員に周知しましょう。
- 施設所有者、元請業者毎に工事に関する責任者を置き、責任者は、決められた役割を実施し、チェックリストに記録しましょう。

前処理時の確認事項

元請業者が、工事の安全を確保することはもとより、施設所有者も、発注者の立場から安全性が確保されているか確認を行いましょう。

元請業者(受注者)

- 工事の重点事項を施設所有者に説明しましょう。
(説明項目例)
 - ・プラスチック(養生)シートの張り方
接着状況、目張り、悪天候時対応等
 - ・集じん・排気装置
 - ・工事中の留意事項の実施方法
 - ・届出時の指導事項
- 立入禁止区域を明示しましょう。
- 工事実施期間、特定粉じん排出等作業の方法、事前調査の結果等を表示した掲示板を設置しましょう。

施設所有者(発注者)

- 左記の重点事項を確認しましょう。
- 立入禁止区域の明示内容を確認しましょう。
- 工事実施期間、特定粉じん排出等作業の方法等を表示した掲示板が設置されているか確認しましょう。

○施設の閉鎖等、周辺住民等が出入りできない措置を行いましょう。

除去等工事中の留意事項

現場の状況に問題がないか工事関係者が主体的に確認しましょう。

元請業者(受注者)

- 周辺住民等が入りできない措置について継続されているか確認しましょう。
- 作業基準を遵守して除去等工事を行うとともに、その状況を施設所有者に説明しましょう。

レベル1又は2の建材を掻き落とし等する場合

■作業場の隔離、前室の設置

- ・養生シートのつなぎ面からアスベストが漏れることのないよう、養生テープの状態を確認

■作業場及び前室を負圧に保ち、HEPAフィルタを付けた集じん・排気装置の使用

- ・集じん・排気装置のフィルタが目詰まりすることのないよう確認

■集じん・排気装置の稼働確認①

- ・初日除去開始前に集じん・排気装置が正常に稼働することを確認

■作業場及び前室の負圧確認(除去開始前及び中断時)

- ・差圧計等で作業場及び前室が負圧となっていることを確認

■除去する特定建築材料の薬液等による湿潤化

■集じん・排気装置の稼働確認②

- ・初日除去開始直後、集じん排気装置の移動時、フィルタ交換時、その他必要がある場合に集じん・排気装置の排気口で、粉じん測定器により正常稼働を確認

■除去後、隔離を解く前に除去部分へ薬液等の散布及び作業場内の清掃その他特定粉じんの処理

○作業の実施状況の記録

- ・作業の実施状況を記録し、特定工事が終了するまで保存

○作業が計画に基づき適切に行われていることを確認しましょう。

○敷地境界等で石綿濃度を測定するよう努めましょう。

下請負人も作業基準遵守義務等の対象となります

施設所有者(発注者)

- 周辺住民等が入りできない措置について継続されているか確認しましょう。
- 元請業者が作業基準を遵守して除去等工事を行っているか確認しましょう。



※建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止徹底マニュアルより

工期によっては複数回の確認が必要です

除去等工事終了時の確認事項

元請業者(受注者)

- 取り残しが無いこと等の確認を知識を有する者に確認
- 隔離を解く前に石綿濃度の測定とその評価(作業場内)
- 作業結果を施設所有者に書面で報告しましょう。
- 作業に関する記録を作成し、発注者への報告書面の写し及び記録を3年間保存しましょう。

施設所有者(発注者)

- 測定結果を確認しましょう。
- 作業結果を書面で確認しましょう。

※工事の完了確認後に立入禁止の解除を行い、周辺住民等へ報告しましょう。

【参考】

詳細な確認事項等については「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」(厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課 環境省水・大気環境局大気環境課)を参照願います。

https://www.env.go.jp/air/asbestos/full001_1.pdf

○パンフレット(民間施設版)作成者

新潟県環境局環境対策課 大気環境係 電話025-280-5155